

伊達市第2次自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない伊達市～

概要版

計画策定の趣旨

全国自殺者数は平成10年以降、年間3万人を超え、その後も高い水準が続いています。国は平成18年10月に自殺対策基本法を施行、その後平成28年4月には同法を改正し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定を義務付けました。

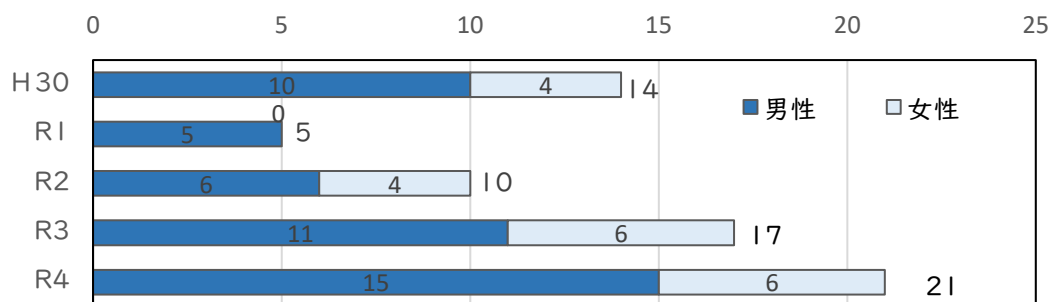
伊達市では、平成31年3月に「伊達市自殺対策計画」を策定し、令和元年度伊達市自殺対策協議会を設置し、各関係機関や関係団体とのネットワーク強化や市民に対する普及啓発に取り組んできました。このたび、令和5年度末に「伊達市自殺対策計画」の計画期間が満了となることから、計画の評価を行い、施策について見直すとともに、社会動向、国や県の方向性、本市の現状等と照らし合わせ、より一層効果的に推進することを目的に、新たな計画となる「伊達市第2次自殺対策計画」を策定しました。

【計画の期間】令和6年度から令和10年度までの5年間

伊達市の自殺の現状と課題

1. 自殺者数

伊達市の自殺者数は横ばいであり、令和元年には前年より減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の流行後となる令和2年以降、増加傾向となっています。



2. 伊達市の主な自殺者の特徴

いのちを支える自殺対策推進センターがとりまとめた「地域自殺実態プロファイル」をもとに、平成30年から令和4年の伊達市の自殺の特徴により、伊達市では「**高齢者**」、「**生活困窮者**」「**無職者・失業者**」の3つが重点的に取り組むべき対象群（推奨される重点パッケージ）として推奨されました。本計画では、この3つを重点施策と位置づけ、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて、**全庁一体的な取り組みとして対策を推進していきます。**





計画の基本理念・施策体系

【基本理念】

「誰も自殺に追い込まれることのない伊達市」

自殺は精神疾患等の問題だけでなく、様々な社会的要因が重なり、心理的に追い詰められた結果、引き起こしてしまうことから、追い込まれた末の死と言われ、誰にでも起こりうる可能性があります。

伊達市では、第1期計画から基本理念を継承し、一人ひとりが自身や身近な人にも関係あることとして捉え、地域全体で互いに見守り、支えあいながら基本理念の実現を目指します。

【施策体系】

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が共通して取り組むべきとされている「**基本施策**」と、本市の自殺の特徴等から対策が優先されるべき対象群への支援策として設定する「**重点施策**」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない伊達市」

基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの変化

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

基本施策3 市民への啓発と周知

基本施策4 生きることの促進要因への支援

基本施策5 SOSをしっかりと出せる児童生徒を育てる教育

重点施策

重点施策1 高齢者を対象とした自殺対策の推進

重点施策2 生活困窮者・無職者・失業者等を対象とした自殺対策の推進

重点施策3 子ども・若者を対象とした自殺対策の推進





5つの基本施策



1 地域におけるネットワークの強化

自殺には、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観等が複雑に関係しています。自殺対策を推進するため、庁内及び関係機関との連携・ネットワークの強化を図ります。

- ①地域における連携・ネットワークの強化
- ②特定の問題に対する連携・ネットワークの強化
- ③労働環境等の課題に対する連携・ネットワークの強化

2 自殺対策を支える人材の育成

市職員や関係機関の職員をはじめ、地域、教育機関等で自殺対策に関わる人材であるゲートキーパーを幅広く養成し、地域ぐるみで自殺対策を推進します。

- ①様々な職種を対象とする研修の実施
- ②一般住民に対する研修による人材の育成
- ③学校教育・社会教育の場における人材の育成
- ④関係者間の連携調整を担う人材の育成
- ⑤寄り添いながら伴走型支援を担う人材の育成

3 市民への啓発と周知

危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう啓発事業を展開していきます。

- ①広報紙・チラシによる啓発
- ②関連事業での啓発

4 生きることの促進要因への支援

「生きることへの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

- ①居場所づくり活動

5 SOSをしっかりと出せる児童生徒を育てる教育

SOSをしっかりと出せる児童生徒を育てる教育とともに、保護者や学校教育関係者がSOSに早期に気づき、受け止め、関係機関と連携して必要に応じた支援につないでいきます。

- ①SOSをしっかりと出せる児童生徒を育てる教育の実施
- ②SOSをしっかりと出せる児童生徒を育てる教育を推進するための連携の強化



3つの重点施策

1 高齢者を対象とした自殺対策の推進

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。市では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

- ①包括的な支援のための連携の推進
- ②地域における要介護者に対する支援
- ③高齢者の健康不安に対する支援
- ④社会参加の強化と孤独・孤立の予防

2 生活困窮者・無職者・失業者等を対象とした自殺対策の推進

生活困窮の状態にある人・生活困窮に至る可能性のある人・無職・失業状態にある人が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて、多職種・多分野で支える支援体制を構築する必要があります。

生活困窮者

- ①他分野多機関のネットワークの構築とそれに基づく相談支援
- ②生活困窮者対策と自殺対策の連動を図るための研修の開催
- ③生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

無職者
失業者

- ①失業者に対する相談窓口等の充実
- ②職業的自立へ向けた若者への支援の充実
- ③無職者・失業者等の居場所づくり等の推進

3 子ども・若者を対象とした自殺対策の推進

子ども・若者の抱える悩みは多様であり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれにあった対応が重要です。子ども・若者を対象とした支援、啓発のみならず、学校や家庭、地域における子どものＳＯＳや悩みを受け止める取り組みを進めていきます。

- ①切れ目のない支援を目指した関係機関の連携の強化
- ②安心して過ごすことのできる居場所の確保の推進

主な相談先

こころの
健康などの
相談

こころの健康相談ダイヤル

☎ 0570-064-556
平日9時～17時、18時半～22時

LINE相談「こころつなぐ@福島」

毎日18時～22時まで

自殺予防
電話相談

福島いのちの電話

☎ 024-536-4343 毎日10時～22時まで
(毎月第3土曜日：10時～翌日10時まで)

記載の他にも、さまざまな悩みに応じた相談窓口を
福島県・伊達市ホームページでご案内しています。

伊達市第2次自殺対策計画【概要版】 令和6年3月

発行・編集 伊達市 健康福祉部社会福祉課

住所・連絡先 〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話：024-575-1264

E-mail syakai@city.fukushima-date.lg.jp ホームページ <https://city.fukushima.date.lg.jp/>